

## 工事等に係る最低制限価格の設定基準

この基準は、美唄市が競争入札により工事等の請負に係る契約をしようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けるときの基準について定める。

### 1 対象工事等

#### (1) 工事の請負の契約

予定価格が200万円を超える工事の請負の契約に係る競争入札を行おうとするときは、最低制限価格制度を適用して行うものとする。

#### (2) 工事に係る委託業務の契約

予定価格が100万円を超える工事に係る設計、測量及び地質調査等の契約に係る競争入札を行おうとするときは、最低制限価格制度を適用して行うものとする。

### 2 最低制限価格の設定

#### (1) 工事の請負の契約に係る最低制限価格の設定基準

工事の請負の契約に係る最低制限価格の設定基準は、次のアからエまでに定める額の合計額(1円未満切捨て)に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

#### (2) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定基準

工事に係る委託業務の契約に係る最低制限価格の設定基準は、委託業務の種類ごとに定めるアからエまでの合計額(1円未満切捨て)に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。(一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額(1円未満切捨て)に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。)ただし、測量及び地質調査以外の工事に係る委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。また、測量業務については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。

- ① 設計（土木）
  - ア 直接人件費の額
  - イ 直接経費の額
  - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
- ② 測量
  - ア 直接測量費の額
  - イ 測量調査費の額
  - ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- ③ 地質調査
  - ア 直接調査費の額
  - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
  - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- ④ 設計（建築）
  - ア 直接人件費の額
  - イ 特別経費の額
  - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
  - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

### 3 予定価格調書の作成

最低制限価格を設定したときは、別記第1号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

### 4 競争入札参加者への周知

この基準を適用するときは、入札公告及び指名の通知等により、最低制限価格を設定している旨を記載するものとする。

### 5 落札者の決定

最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

### 6 その他

最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

#### 附 則

この基準は、平成27年4月1日以降に執行する入札から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成30年4月1日以降に執行する入札から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日以降に執行する入札から適用する。

付 則

この基準は、令和5年4月1日以降に執行する入札から適用する。

付 則

この基準は、令和8年4月1日以降に執行する入札から適用する。